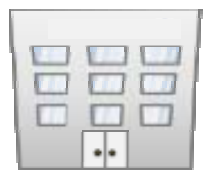


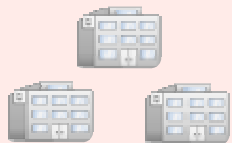
地方版ハローワークの創設

地方公共団体の行う職業紹介(職業安定法第 29)



厚生労働省
都道府県労働局

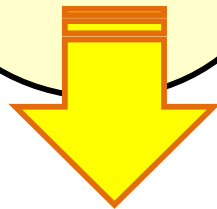
(国の)ハローワーク



○就職困難者等を
中心に支援する
セーフティネット
機能

国と同列の公的な無料職業紹介

- 民間の職業紹介事業者とは異なる位置付け
 - 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を独立した章に位置付け(法第2章の2)
 - 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の届出廃止
 - 規制や国による監督の廃止

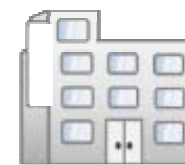


法施行後、都道府県レベルで国に通知があったもの 7件



都道府県

市町村



地方版ハローワーク



国と同列の公的な
無料職業紹介

(国への届出・監督の廃止)

○産業施策と一体となっ
た職業紹介が可能

<鳥取県の取組み>

※県立ハローワークを開設 県が有する情報、機能、ネットワークを有効活用した「地域の課題解決のための打って出るハローワーク」をめざし「攻めのマッチングモデル」を構築し、地方創生と一億総活躍を実現。

国の支援（地方の雇用対策事業への財政支援）

「地方版ハローワーク」を通じた雇用対策に取り組む自治体には、地方財政措置（特別交付税措置）や国庫補助金による支援が措置された。



総務省、厚生労働省

財政支援



地方公共団体

○ 地方財政措置による支援

都道府県又は市町村が実施する以下の事業（新規又は拡充に限る）に要する経費について、特別交付税により支援

- ① 無料職業紹介事業
- ② ①と関連して実施する雇用対策事業（①の実施が前提）

○ 国庫補助金による支援

地域活性化雇用創造プロジェクト事業※（所管：厚生労働省）において、②の雇用対策事業のうち都道府県が実施する産業施策と一体となった正社員としての雇用機会創出のための取組を支援（3年を上限に費用の8/10を補助）

※地域活性化雇用創造プロジェクト事業

産業政策と一体となった安定的な雇用機会を創出することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済基盤の強化を図る。

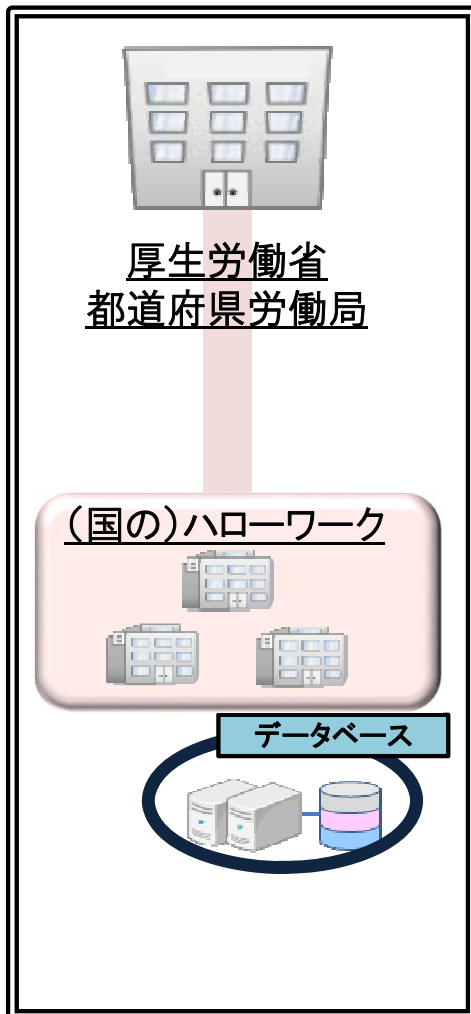
<鳥取県の取組み>

○「鳥取県立ハローワーク」を開設し、県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求職者と企業の一貫支援による効果的なマッチングを行うほか、地域活性化雇用構造プロジェクト事業を活用して「とっとり創生雇用戦略プロジェクト」に取り組むため国に提案中。

国の支援（法律に基づく情報のオンライン提供）

《職業安定法 § 29の5》

公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報の提供を希望するときは、特定地方公共団体に対して厚生労働省令で定めるものを電磁的方法その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。



- ハローワーク求人情報のオンライン提供
 - ハローワーク求職情報のオンライン提供
- …法的に位置づけた

《詳細な求人情報の提供（12月20日閣議決定）》

- 地方公共団体からの照会に応じて提供している求人票に記載されていない詳細な労働条件や採用条件等の情報についてもオンラインで提供する方向

※但し、ハローワークで使用しているシステムの次期更改（平成31年度予定）に併せて措置される見込み
（例）就業場所に関する事項 出張や転勤に関する情報等

<鳥取県の取組み>

平成31年度のシステム更改が完了するまでの間は、両者の協定に基づきハローワークが有する企業が求める人材等の詳細情報は個別の照会により共有が可能。



- オンライン提供された求人・求職情報を活用可能
- H31年度以降は詳細な求人情報の活用も可能